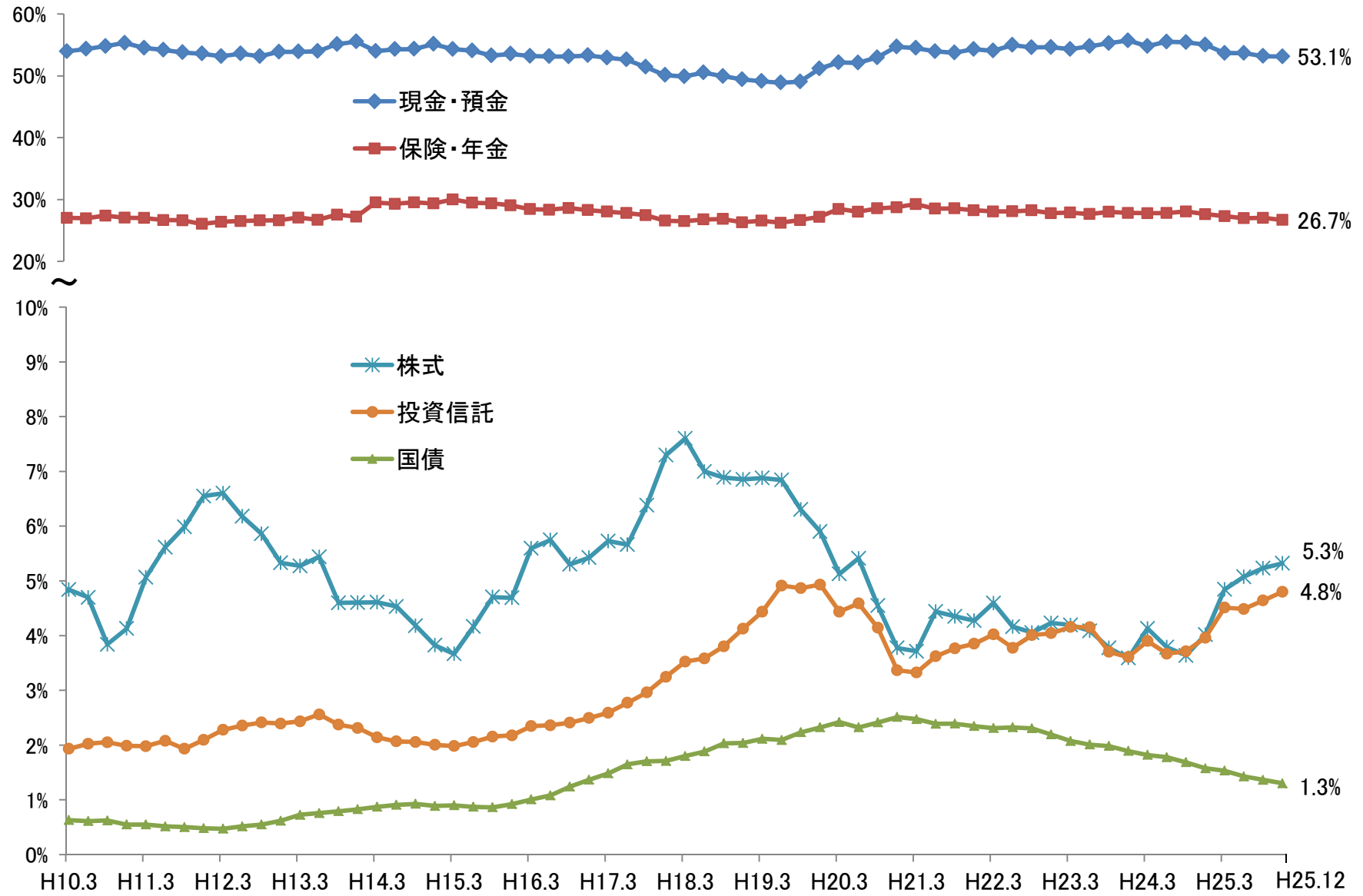


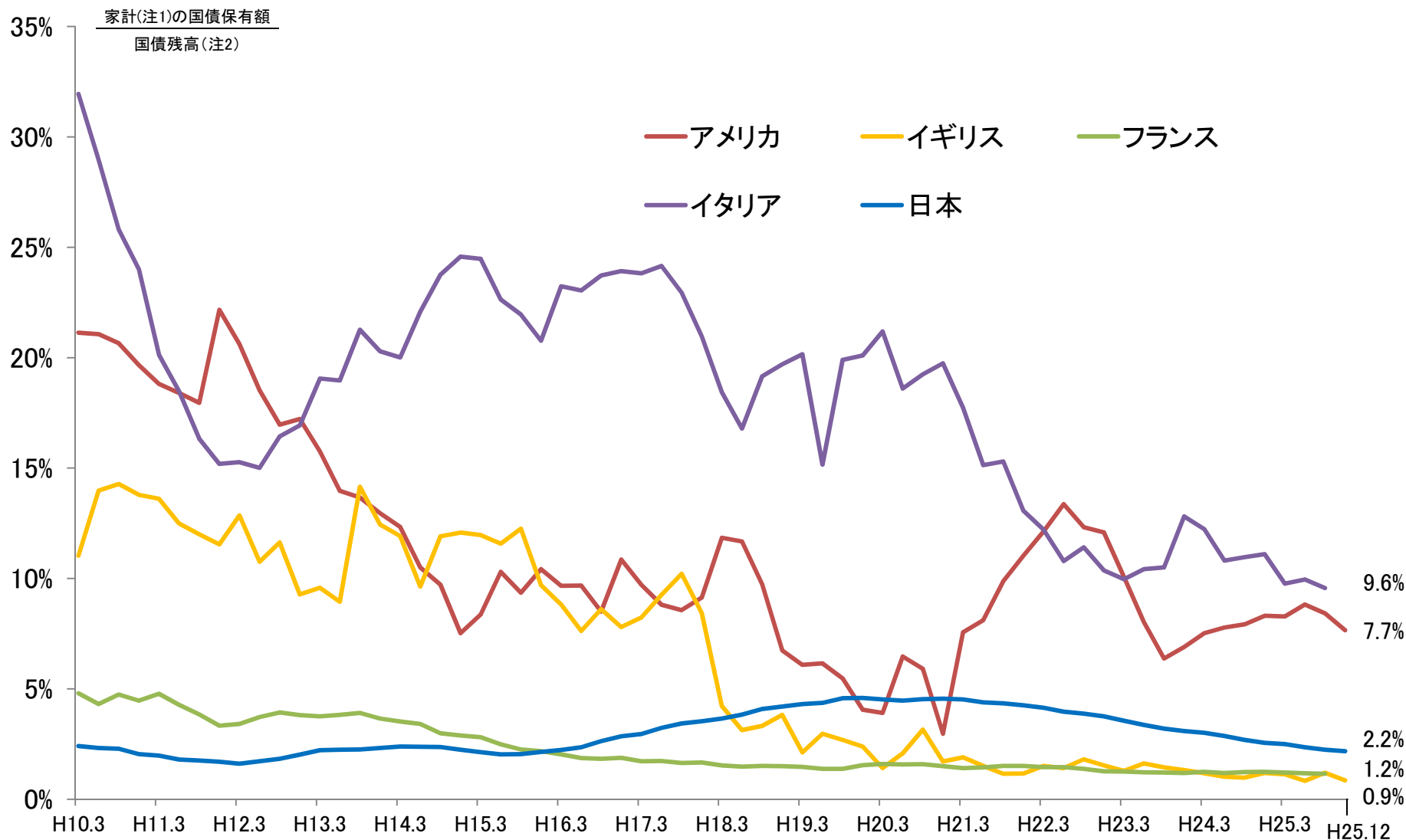
# 国債の個人保有について

# 家計金融資産に占める国債等の保有割合



出所: 日本銀行「資金循環統計」

# 国債残高に占める家計の保有比率



注1: アメリカ、イギリス、イタリアは対家計民間非営利団体を含む。

注2: 日本は財投債、国庫短期証券(T-Bill)を含む。アメリカは政府勘定向け非市場性国債を含まない。イタリアは地方債等を含む。フランスは地方債、社債等を含む。

出所: 日本: 日本銀行「資金循環統計」、アメリカ: Federal Reserve Board「Flow of Funds Accounts of the United States」、フランス: Banque de France「Financial Accounts」、イギリス: Office for National Statistics「United Kingdom Economic Accounts」、イタリア: Banca d'Italia「Supplements to the Statistical Bulletin」

## 個人向け国債の導入趣旨(平成15年当時)

- 大量の国債発行が続く中、今後とも確実かつ円滑な国債の消化を図ることが重要な課題
- こうした観点から我が国の国債の保有構造をみると、金融機関等の割合が高い一方で個人の割合は低く、今後、個人保有を促進することが不可欠。
- 金融機関の保有割合が高いと、経済情勢の変化等に伴って国債相場が一方に過度に変動するリスクが大きくなる。その点、個人は「安定的な」国債保有層として期待できるので、個人保有の促進は過度な相場変動の抑制にもつながる。
- こうしたことから、個人にターゲットを絞った国債を発行する。

# 個人向け国債の商品性(導入時の考え方)

## 変動10年(平成15年3月導入)

### ○償還期限

- ・ 発行当局として、借換えリスクの軽減等の観点から長期債が望ましい。
- ・ 国債の長期保有を促進する観点から10年とする。

### ○金利方式

- ・ 金利変動リスクを個人に負わせないよう、半年毎に金利が変動する変動金利とする。

## 固定5年(平成18年1月導入)

### ○償還期限

- ・ 高齢者の購入が多いことから、既存の変動10年では長すぎるとの意見。
- ・ 発行当局として、借換えリスクの軽減等の観点からはできるだけ長期とすることが望ましい。

### ○金利方式

- ・ 既存の商品が変動金利であることを踏まえ、保有者層を多様化する観点から固定金利とする。
- ・ 金利変動に対して、既存の変動10年と相互補完的な役割を果たすことが期待できる。

## 固定3年(平成22年7月導入)

### ○償還期限

- ・ より償還期限が短く、換金性が高い商品に対するニーズが見込まれる。
- ・ 特に高齢者は、短い年限に需要が期待できる。

### ○金利方式

- ・ 変動金利では、金利水準がかなり低くなる傾向。
- ・ 販売状況から、固定金利型の商品にニーズがある。

# これまでの主な商品性の改善点

## 変動10年の金利設定方法の変更(平成23年7月)

○引き算方式から掛け算方式に変更 (基準金利 $-0.8\%$   $\Rightarrow$  基準金利 $\times 0.66$ )

- ・ 低金利時に仕上がり金利が低くなりすぎないように掛け算方式とする。
- ・ 中長期的に見て投資家の受け取る利子が現行の引き算方式と同水準となる。

## 固定5年の中途換金禁止期間の変更(平成24年4月)

○中途換金禁止期間等の統一(中途換金禁止期間 2年 $\Rightarrow$ 1年、中途換金調整額 利払4回分 $\Rightarrow$ 利払2回分)

- ・ 商品によって、中途換金禁止期間等が不統一でわかりづらいとの意見。
- ・ 変動10年及び固定3年と同一に変更。

## 変動10年及び固定5年の毎月募集・発行開始(平成25年12月)

○変動10年及び固定5年の募集・発行を毎月化(四半期毎  $\Rightarrow$  毎月)

- ・ 投資家の投資ニーズに応じて、タイムリーにすべての商品の購入が可能。
- ・ 償還資金での個人向け国債への再投資を促進。

# 個人向け国債について




個人向け国債は、個人の国債保有を促進するために導入された商品であり、一万円単位で始められ、中途換金ができるなど、個人の方が購入しやすいように工夫された国債。



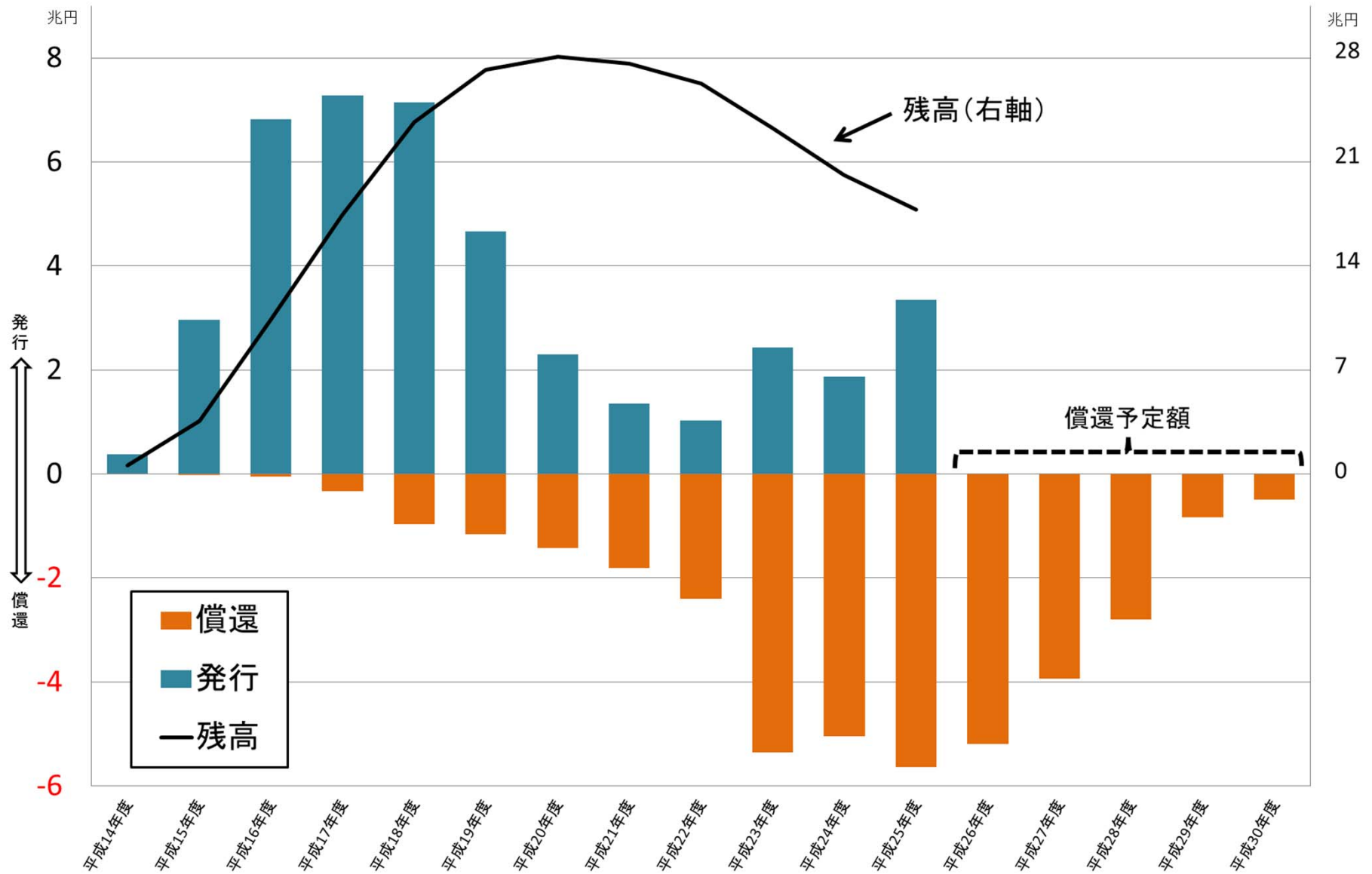
## ○ 個人向け国債の商品性等

- ・ 原則として個人の方のみ購入可能
- ・ 一万円から一万円単位で購入可能(額面100円につき100円で購入可能)
- ・ 平成25年12月募集以降、変動10年及び固定5年についても毎月募集・発行(発行は募集月の翌月)
- ・ 発行後1年経過すれば、いつでも国の買取りによる中途換金が可能(元本割れリスクなし)
- ・ 購入が可能な取扱金融機関は1,087機関(平成26年3月末時点)

## ○ 金利設定方式

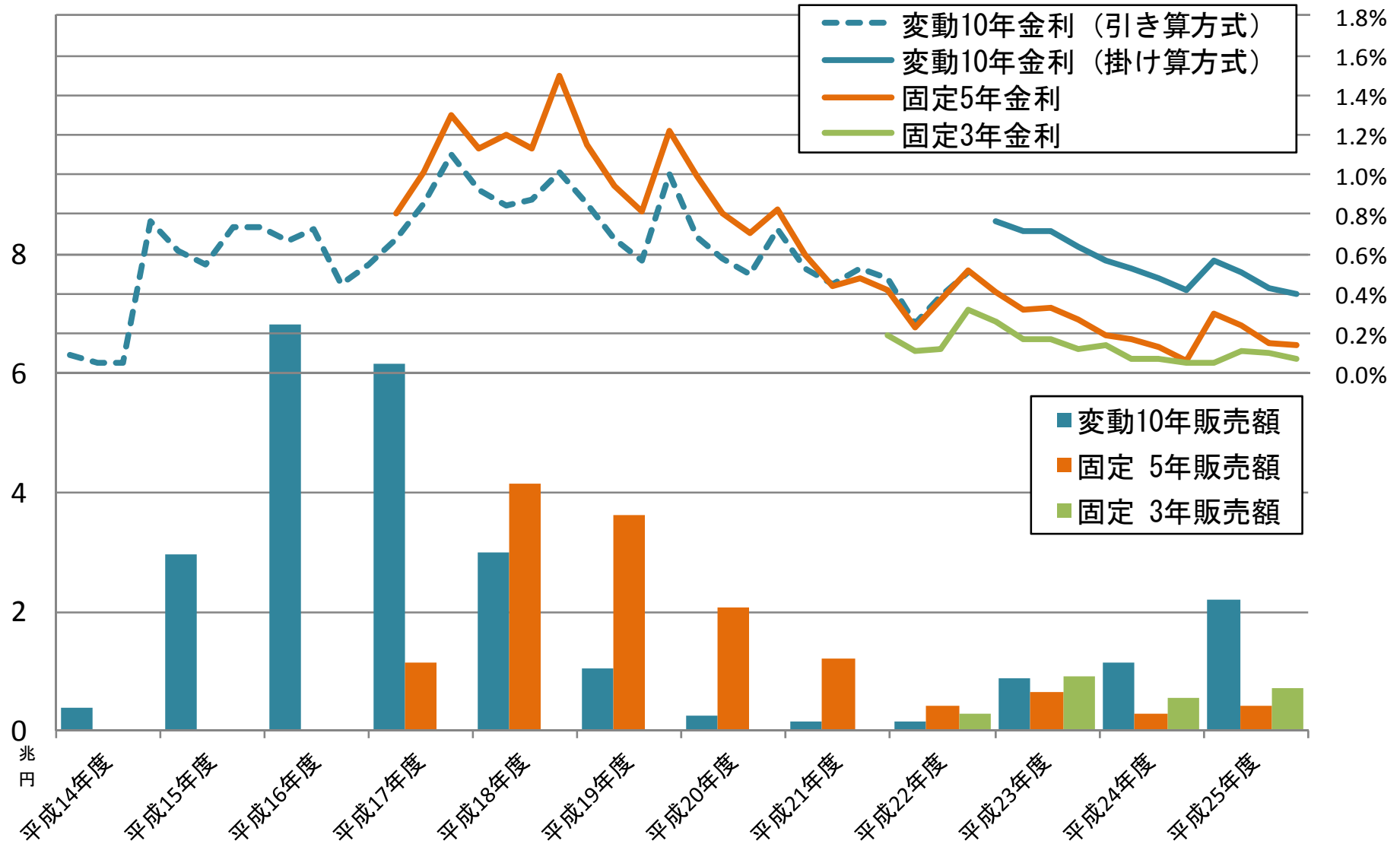
	変動10年 	固定5年 	固定3年 
金利設定方式	基準金利×0.66	基準金利－0.05%	基準金利－0.03%
	基準金利は、利子計算期間開始日の前月までの最後に行われた10年固定利付国債の入札(初回利子については募集期間開始日までの最後に行われた入札)における平均落札利回り	基準金利は、募集期間開始日の2営業日前(10年固定利付国債入札日)において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り	基準金利は、募集期間開始日の2営業日前(10年固定利付国債入札日)において、市場実勢利回りを基に計算した期間3年の固定利付国債の想定利回り
(参考) 4月募集分の利率	0.42% (初回の適用利率)	0.15%	0.08%

# 個人向け国債の発行及び償還の推移





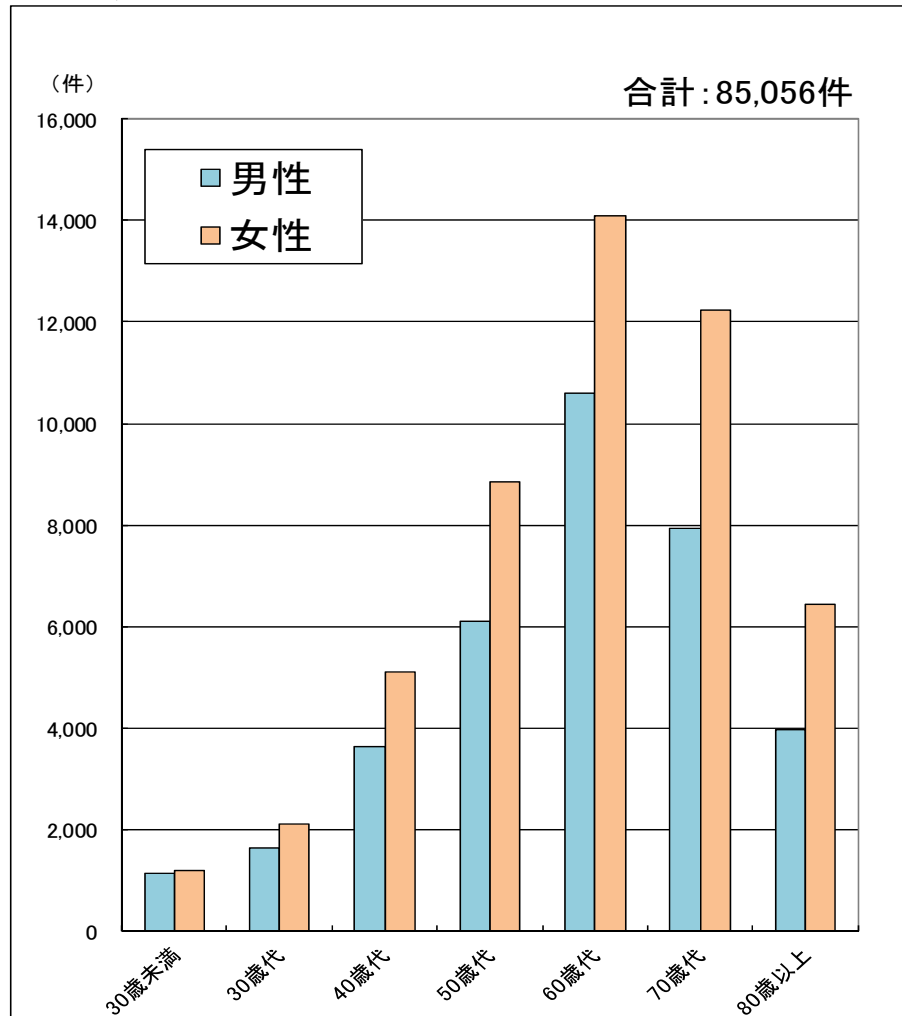
# 個人向け国債の販売額等の推移



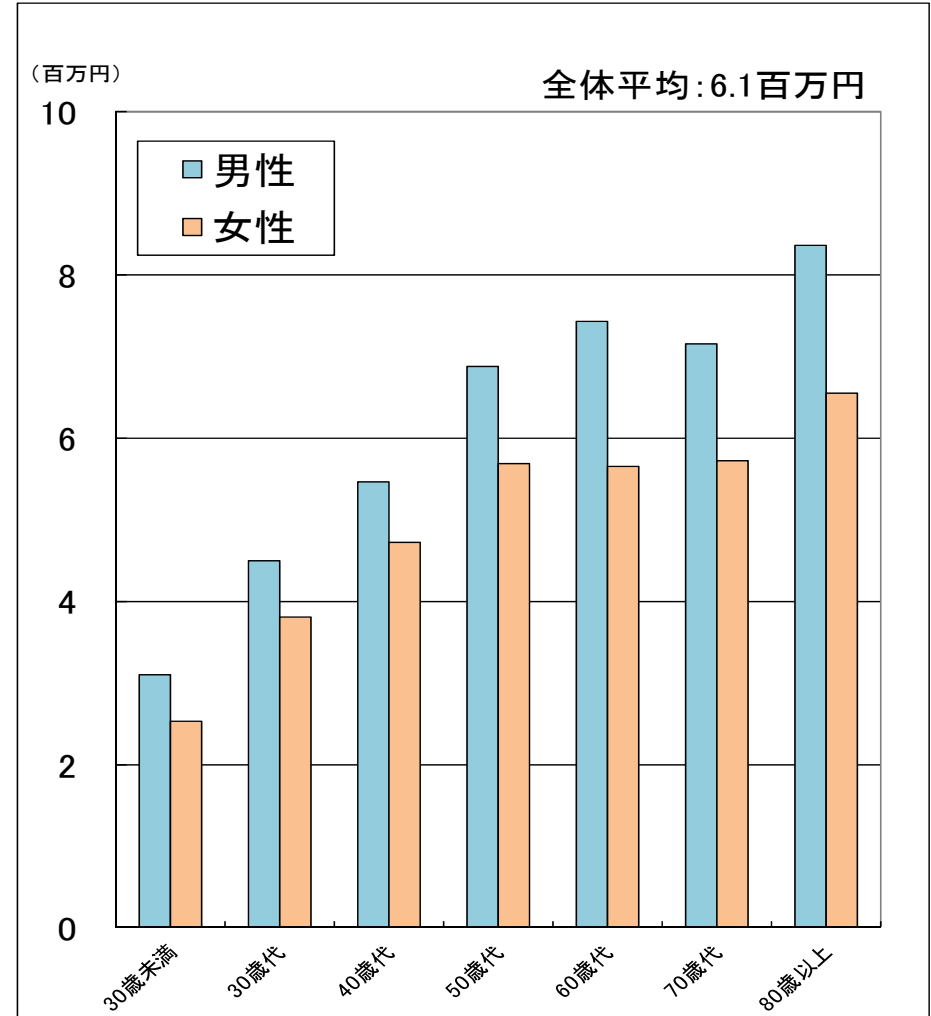
# 個人向け国債・アンケート集計(平成25年12月募集分)

## 変動10年債

販売件数



1件あたりの平均販売額

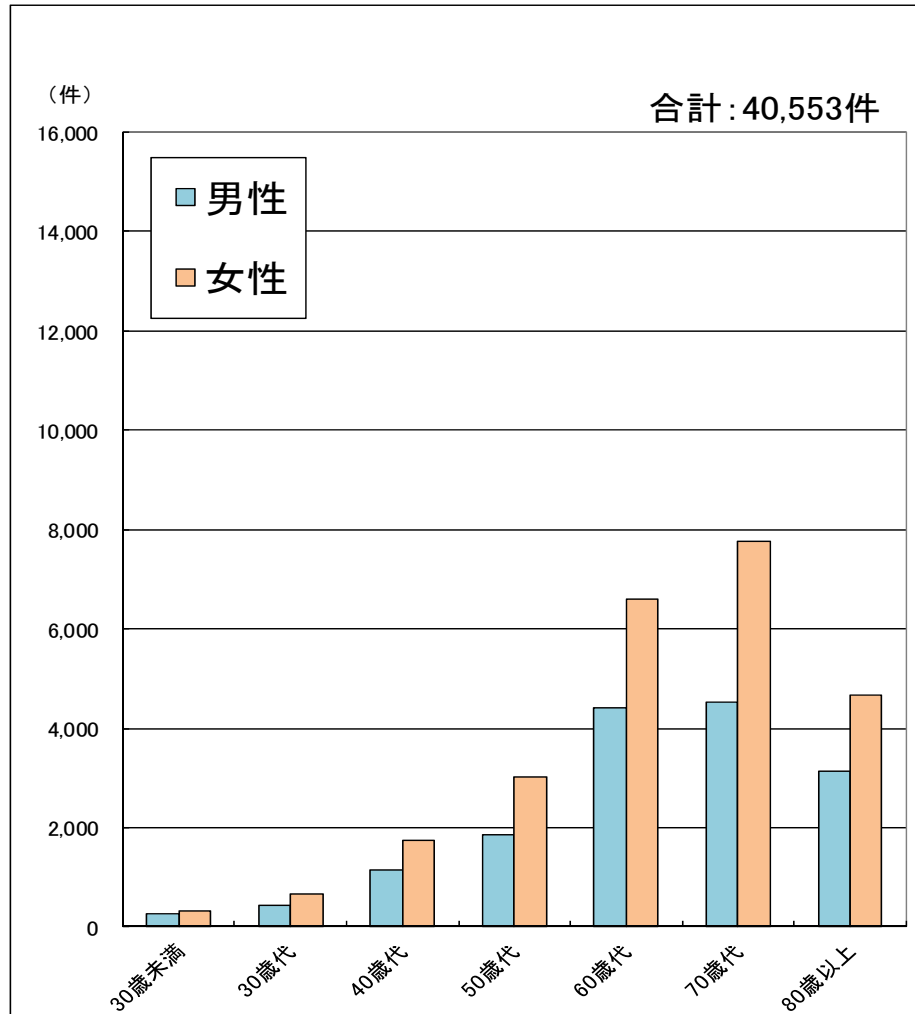


注: 販売件数及び1件あたりの平均販売額は、販売上位機関からのアンケート集計に基づくもの。

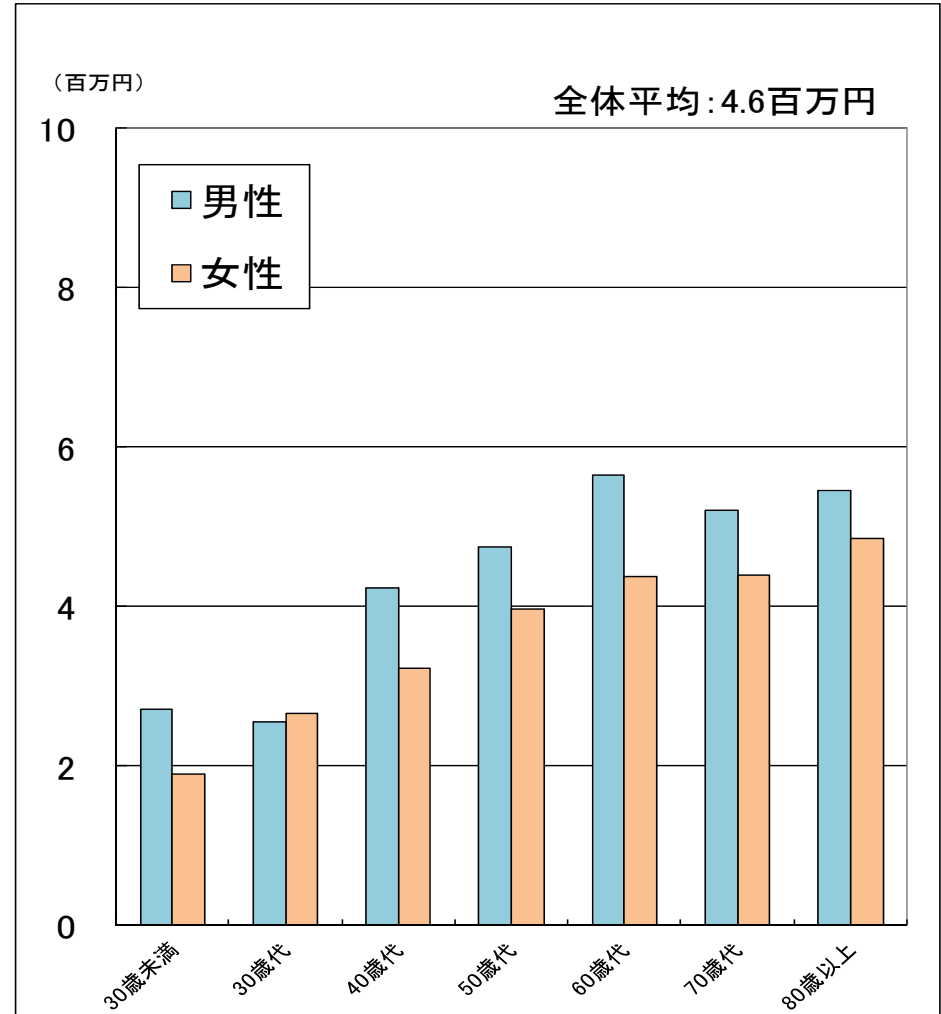
# 個人向け国債・アンケート集計(平成25年12月募集分)

## 固定(3年・5年)債

販売件数



1件あたりの平均販売額



注: 販売件数及び1件あたりの平均販売額は、販売上位機関からのアンケート集計に基づくもの。

# 国債トップリテラー会議(第13回)議事要旨抜粋

- ・ 変動10年の適用利率の計算を改善していただいたが、例えばもう一段踏み込んで、適用利率を少しでも高く設定できるようになれば、魅力も高まるのではないか。
- ・ 大口購入先や償還資金で再投資した顧客に対し、何か優遇的な金利を付与してはどうか。
- ・ 顧客は、見た目の金利に引かれると考えているため、変動10年ではなく、固定10年にして利率を高くしてはどうか。
- ・ 顧客は長いものは好まないが、変動金利を好む部分があるため、5年や3年にも変動金利の商品があってもよいのではないか。
- ・ 高齢者が多いということで、やはり10年のロールというものに対して若干ネガティブなものを感じている。
- ・ 高齢者が、償還資金で変動10年に再投資すると、20年持つというイメージになるため、今後10年を考えると預貯金になってしまう。
- ・ 償還資金で変動10年に再投資をすることを、長いと感じている顧客は、レートが低くても固定3年を購入している。
- ・ 高齢者の方でも、固定5年の金利次第では、相続を考えている資金で購入する方も一定程度いるため、低金利時には、固定5年の下限金利を上げることによって、販売額の増加につながるのではないか。
- ・ 高齢者は相続に関して非常に興味・関心が高いので、非課税というような商品性ができれば、ガラッと景色が変わってくるのではないか。
- ・ 高齢者から次世代への資産移転において、一定期間の保有者に対しては税制を優遇するなどの施策を行っていたら、新たな効果が出るのではないか。
- ・ 保有期間中の病気や老後の心配があるため、高齢者の方が購入しやすいよう中途換金禁止期間を廃止または半年に短縮してはどうか。
- ・ 継続保有者に対しては、中途換金のペナルティを緩和してはどうか。

# 諸外国における個人向け国債の商品性

未定稿

(2014年4月1日現在)

	アメリカ		イギリス <sup>(1)</sup>			イタリア
名称	EE貯蓄債	I貯蓄債	くじ付き貯蓄債券 (Premium Bonds)	インカムボンド (Income Bonds)	児童債券 (Children's Bonds)	BTP Italia
期間	30年	30年	なし	なし	5年 (16歳まで自動更新)	4年 <sup>(2)</sup>
金利条件等	固定 (20年目以降の金利については見直しあり)	固定+変動 (変動は物価に連動)	—	変動	固定	元本が物価に連動 (クーポン付)
	金利	1.38% (内、0.20%は固定)	—	1.26%	2.50%	2.15% (クーポン)
	設定方法等	10年債利回りを基に、 中途換金オプション料、 税優遇(繰延べ)コスト等 を加味して、半年毎に 財務省が設定	固定:発行時に財務省 が設定 変動:CPI総合に連動し た変化率を、半年毎に 財務省が設定	—	市場金利を参考に 財務省が設定	財務省が設定
利払等の頻度	6か月ごと	6か月ごと	月1回抽選 (一等100万ポンド)	月1回	償還時	6か月ごと
最低購入額 (単位)	25ドル以上	25ドル以上	100ポンド以上	500ポンド以上	25ポンド以上	1,000ユーロ単位
中途換金等	1年経過後は可能	1年経過後は可能	常時可能	常時可能	常時可能	個人向け取引所(MOT) での売買可能
中途換金の ペナルティ等	3か月分の金利(購入 後5年経過時まで)  20年目以降に償還額等 が購入額の2倍に満た ない場合には、財務省 が2倍になるよう補償。	3か月分の金利(購入 後5年経過時まで)	なし	なし	90日分の利息	個人が発行から償還まで 保有し続けると、額面 €1,000に対して€4の ボーナスが支払われる

(注) 1 イギリスは、2015年1月から、65歳以上の高齢者を対象とした固定利付債を発行予定(2014年3月公表のBudget 2014)。

2 イタリアは、2014年4月半ばから、6年物のBTP Italiaを発行予定。

3 フランス(1999年以降)及びドイツ(2013年以降)は、個人向け国債の発行を停止。

# 諸外国における個人向け国債の販売方法、販売促進策

未定稿

(2014年4月1日現在)

	アメリカ	イギリス	イタリア
販売窓口等	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務省によるインターネットサイト (TreasuryDirect)</li> <li>現物債は、連邦所得税の還付金による購入が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民貯蓄投資機構(インターネット、電話、郵送)</li> <li>くじ付貯蓄債券については郵便局(窓口)での購入も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イタリア証券取引所によるインターネットサイト(MOT)</li> <li>銀行</li> <li>郵便局</li> </ul>
購入(入金)方法	口座引落	口座引落(デビットカード)	口座引落
広告・マーケティング	インターネット	新聞、ラジオ、インターネット	調査中
税制措置等	<p>受取利息に係る州・地方所得税非課税、連邦所得税の償還時(又は中途換金時)までの繰延べ</p> <p>(高等教育資金等に充てる場合の、受取利息に係る連邦所得税非課税措置あり)</p>	<p>[くじ付貯蓄債券] 当選金非課税</p> <p>[児童債券] 利子に係る所得税非課税、児童への贈与に係る贈与税非課税</p>	<p>全ての国債の利子に係る所得税は12.5%の軽減税率</p>